

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件

○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件

○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件

○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件三件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

公 告

○一般競争入札を行う件

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件

○一般競争入札を行う件

○福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

○福島海区漁業調整委員会

○漁業法により指示する件

正 誤

○平成二十四年十一月二十日付け定例第二千四百三十八号中

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月七日

福島県規則第七十五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二あいつ農業協同組合の項中「、猪苗代西支店」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年十二月十日から施行する。

（出納総務課）

福島県知事 佐藤 雄平

告 示

福島県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所 在 地

会津クリニック 会津若松市材木町一丁目四―四

やなぎほり皮膚科クリニッ 本宮市高木字平内七四―一

こんの内科クリニック 福島市曾根田町三一―九

しんいち内科 二本松市油井字福岡四〇―一

まつもと脳神経・内科クリ 福島市南矢野目字道下三五―一〇

ニック 須賀川市東作一四―一五

くりの木小児歯科 福島市北矢野目字原田六七―一七

なの花薬局北矢野目店 福島市北矢野目字原田六七―一七

ベース薬局油井店 二本松市油井字福岡二一―二

エール薬局笹谷東店 福島市南矢野目字道下三五―一〇

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

福島県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤雄平

（社会福祉課）

名	称	所 在 地
変更前	変更後	
医療法人社団我妻皮膚科	医療法人社団根本皮膚科	福島市南沢又字桜内三三一―五
財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属大越診療所	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属大越診療所	田村市大越町上大越字古川一〇〇
財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属滝根診療所	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属滝根診療所	田村市滝根町神俣字町五二
財団法人脳神経疾患研究所附属南東北福島病院	一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北福島病院	福島市荒井北三丁目一一―三
財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属須賀川診療所	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院附属須賀川診療所	須賀川市大袋町二〇六一―二
松木眼科	南中央眼科クリニック	福島市南中央一―六七―二

（社会福祉課）

福島県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 廃止年月日
会津クリニック 会津若松市新横町一―二六 平成二十四年九月二日

やなぎほり皮膚科クリニック 本宮市高木字平内七四―一 同 月三〇日

くりの木小児歯科 須賀川市東作一四一―五 同 年八月三十一日

遠藤歯科 伊達市杓形四―一 同 月三十一日
（社会福祉課）

福島県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 休止年月日
清信歯科医院 南相馬市小高区仲町一丁目六八 平成二十三年三月二日
（社会福祉課）

福島県告示第五百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所 在 地 指定辞退年月日
新白河歯科口腔外科医療クリニック 白河市新白河四―五八 平成二十四年一月一日
（社会福祉課）

（社会福祉課）

福島県告示第五百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十四年十二月七日

氏名 住 所 施術所名 福島県知事 佐 藤 雄 平
岡部 雄太 西白河郡西郷村大 ぶじ整骨院 須賀川市菅田塚一八一五 平成二十四年一〇月一日
字熊倉字折口原一
〇七―三〇
(社会福祉課)

福島県告示第五百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十四年十二月七日

氏名 住 所 施術所名 福島県知事 佐 藤 雄 平
渡部 正司 河沼郡会津坂下町 はり・灸・マ 河沼郡会津坂下町牛 平成二十四年一〇月三十一日
牛川字村中甲二三
九一
院 治療若宮重陽院 川字村中甲二三九一
内田 卓哉 福島市渡利字丸田 中央在宅マツ 福島市三河北町二一 同
二一 月二五日
菅野 弘明 福島市森合字東上 サージ福島院 八
古屋一五―五六 サージ福島院 八 福島市三河北町二一 同
(社会福祉課)

福島県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道折木 筒木原久 ノ浜線	いわき市大久町大久字 滝尻二一―番地先から 同 市大久町大久字 脇六三番六地先まで	変更前 変更後	一〇・四 二二・八	五七〇・四 五七〇・四

(道路計画課)

福島県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道小名浜小野線	いわき市三和町下三坂字下三坂国有林四六 林班地先から 同 市三和町下三坂字下三坂国有林四六 林班地先まで	平成二十四年一二月二日

(道路計画課)

福島県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐 藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道甲塚古墳線	いわき市平山崎字川田一二四番一地从先から 同 市平山崎字悪戸六二番一地从先まで	平成二十四年一二月七日

福島県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道折木筒木原久ノ浜線	いわき市大久町大久字滝尻二一一番地先から 同 市大久町大久字脇六三番六地先まで	平成二十四年十一月七日

(道路計画課)

福島県告示第六百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 会津坂下町 福島県知事 佐藤雄平
- 二 都市計画事業の種類及び名称 会津坂下都市計画下水道事業（会津坂下町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成二十二年十二月二十五日
- 四 事業施行期間（変更前） 平成二十二年十二月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで
（変更後） 平成二十二年十二月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（平成二十一年福島県告示第四百十五号）の事業地に会津坂下町字南川前内の全部の区域を加える。
同事業地に会津坂下町字中川前内、大字羽林字柳ノ内、字東村、字杉崎の一部の区域を加える。
同事業地のうち、会津坂下町字東川前内、字道下丙の各一部の区域を全部の区域に変更する。
同事業地のうち、会津坂下町字籠ノ下、字上口、大字羽林字沢ノ目の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし。

公 告

(下水道課)

公告第347号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理フェイナル作製・交付業務（その3）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県民健康管理フェイナル作製・交付業務（その3）一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成25年3月29日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者において、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (5) この公告に示した仕様に合致した業務のうち、印刷業務若しくはフェイナル作製業務又はこれらと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
 - (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からフェイナル作製の付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年1月7日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県保健福祉部健康衛生総室健康増進課健康管理調査室
 電話024-521-8219

4 契約条項等を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成25年1月4日(金)午後5時までに必着で請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年1月17日(木) 午後1時30分
- (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室(福島市中町8番2号)
- (3) その他 郵便による入札をする場合には、書留郵便により行うものとし、平成25年1月16日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Outsourcing (the third one) of production and distribution concerning the Prefectural health monitoring file 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 17 January 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 January 2013
- (4) Contact point for the notice: Healthcare Survey Unit, Health Promotion Division, Health & Hygiene Promotion Office, Social Health & Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL:024-521-8219

(健康増進課健康管理調査室)

公告第三四四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
大越町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	佐藤 利一	田村市大越町栗出字作内五五番地
同	村上 京治	市大越町上大越字町四四八番地
同	佐久間 利一	市大越町上大越字中廣上一七四番地
同	横山 高弘	市大越町下大越字町七番地
同	大石田 守一	市大越町下大越字壇野平一五三番地
同	橋本 紀一	市大越町上大越字蟹沢五二番地
同	遠藤 求	市大越町下大越字川向三三五番地
同	早川 富夫	市大越町早稲川字關ノ畑四番地
同	富塚 正	市大越町上大越字古内四一番地
同	佐久間 富二郎	市大越町牧野字深谷一九八番地
同	塚原 悦雄	市大越町上大越字下ノ原一五七番地三
監事	秋元 正登	市大越町上大越字薬師堂一五九番地
同	石井 市郎	市大越町下大越字洞入四八四番地
同	佐藤 護	市大越町栗出字南作三九番地
就任した役員		
役別	氏名	住所

理事	佐藤 利一	田村市大越町栗出字作内五五番地
同	白鳥 寿一	市大越町下大越字原一六八番地
同	橋本 紀一	市大越町上大越字蟹沢五二番地
同	武田 亀一郎	市大越町下大越字小久地四六七番地
同	遠藤 文雄	市大越町上大越字久保田四五番地二
同	早川 富夫	市大越町早稲川字闕ノ畑四番地
同	富塚 正	市大越町上大越字古内四一番地
同	久保田 満	市大越町上大越字大田立三番地
同	佐久間 富二郎	市大越町牧野字深谷一九八番地
同	大橋 幹一	市大越町下大越字宮山一〇六番地
同	佐久間 義徳	市大越町上大越字中廣土二三六番地
同	吉田 良一	市大越町牧野字後原一七七番地
同	石井 市郎	市大越町下大越字洞入四八四番地
同	管野 幸治	市大越町上大越字町一三三番地二

(農村計画課)

公告第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年十二月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
小野町土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所

理事	春山 茂	田村郡小野町大字小戸神字夫内二一番地
同	石井 啓二	郡同 町大字上羽出庭字東前八九番地
同	先崎 薫	郡同 町大字飯豊字落合八八番地
同	藤井 崇	郡同 町大字浮金字古沼二六番地
同	草野 今朝美	郡同 町大字小野赤沼字四郎坊一二〇番地の二
同	中野 貞元	郡同 町大字皮籠石字宮ノ前五九番地
同	吉田 文男	郡同 町大字雁股田字閑場一一二番地八
同	草野 清	郡同 町大字飯豊字土腐九八番地
同	宗像 正	郡同 町大字小戸神字山田一二四番地
同	柏原 守	郡同 町大字小戸神字李作一〇五番地
同	國分 英孝	郡同 町大字小野山神字百目木一三二番地
同	吉田 孝	郡同 町大字夏井字百目木六九番地
同	根本 國芳	郡同 町大字南田原井字田光倉九二番地
同	吉田 國光	郡同 町大字塩庭字南府中一一一番地

同	松本 健次	郡同 町大字塩庭字蔵平一九番地
同	吉田 幸一	郡同 町大字和名田字松木橋一四番地
同	長久保 喜伸	郡同 町大字湯沢字八又八九番地
同	會田 一雄	郡同 町大字飯豊字二本木七番地
同	田村 弘文	郡同 町大字上羽出庭字上二枚橋二一八番地

就任した役員

役別 氏名	住所
理事 春山 茂	田村郡小野町大字小戸神字夫内二一番地
同 石井 啓二	郡同 町大字上羽出庭字東前八九番地
同 先崎 薫	郡同 町大字飯豊字落合八八番地
同 藤井 崇	郡同 町大字浮金字古沼二六番地
同 草野 今朝美	郡同 町大字小野赤沼字四郎坊一二〇番地の二
同 中野 貞元	郡同 町大字皮籠石字宮ノ前五九番地
同 吉田 文男	郡同 町大字雁股田字閑場一一二番地八
同 村上 一	郡同 町大字飯豊字三又一七五番地
同 郡司 保男	郡同 町大字小戸神字大名内三八番地
同 國分 裕	郡同 町大字小戸神字請地二一九番地
同 郡司 昇	郡同 町大字小野山神字桜沢八〇番地
同 吉田 孝	郡同 町大字夏井字百目木六九番地
同 村上 泰啓	郡同 町大字南田原井字大憤八二番地
同 吉田 國光	郡同 町大字塩庭字南府中一一一番地
同 松本 健次	郡同 町大字和名田字角十内一一五番地
同 渡邊 静夫	郡同 町大字湯沢字八又八九番地
同 長久保 喜伸	郡同 町大字飯豊字二本木七番地
同 會田 一雄	郡同 町大字上羽出庭字上二枚橋二一八番地
同 田村 弘文	郡同 町大字上羽出庭字上二枚橋二一八番地

(農村計画課)

公告第350号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月7日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン 1,522台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月29日（金）

(4) 納入場所 知事公室広報課ほか

(5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成24年8月28日(火)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年12月26日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年12月18日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月16日(水)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日(火)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第243条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal computer 1,522

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 16 January 2013

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 15 January 2013

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第一号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百六条、第一百十四条、第一百七七条若しくは第一百八十四条)において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のいさぎる施設として、平成二十四年十一月十九日次のとおり指定した。

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の 所在地
社会福祉法人葵会 特別養護老人	いわき市泉町本谷字大田二三番地の一

ホーム寿限無

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。
平成二十四年十二月七日

福島海区漁業調整委員会
会長 新 妻 芳 弘

一 指示の内容

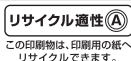
- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年十一月二十日付け定例第二千四百三十八号中

四〇一	上	目次中	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件	保安林の指定施行要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件
-----	---	-----	---	---



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷